
*
* 令和 6 年度 第 6 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第6回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年9月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和6年9月10日 午後 1時28分 開会
3. 令和6年9月10日 午後 2時36分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	欠	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	出	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	欠
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	出
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第28号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件	許 可
		第29号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第30号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件	許 可
		第31号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による		
			農用地利用集積計画の決定について	5件	決 定
		報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について		
8		署 名 委 員			
			13番 惣 田 敏 郎		
			14番 田 平 太 郎		
9		議 事 の 内 容			
		令和6年度 第6回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和6年9月10日（火） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 6 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 6 年度第 6 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。13 番惣田委員と 14 番田平委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。38 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 28 号 38 番朗読説明 － 38 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、有漢町有漢字高下田 7886－1 外 7 筆面積は 8 筆で 9, 141 m²です。畑については、有漢町有漢字高下田 7896－2 外 2 筆面積は 3 筆で 294 m²計 11 筆で 9, 435 m²です。譲受人の通作距離は、10 m 以内、耕作面積は 5, 311 m²、家族 4 人中耕作人は 3 人、対価は 10 アール当り 3 万 6 千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9 月 6 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 河原委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	譲受人の方は耕作される意思はあるとのこと。特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。38 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、38 番については許可とすることに決定しました。
	次に、39 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 28 号 39 番朗読説明 － 39 番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、備中町平川字ナシノキダニ 外 11077 外 2 筆面積は 3 筆で 2, 407 m²です。譲受人の通作距離は、200 m 以内、耕作面積は 7, 292 m²、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人には耕作の意志がない中で、現在利用権設定を行って耕作している譲受人との合意がなされ、贈与により所有権移転するものです。なお、この後報告しますが、この申請に当たって現在の利用権設定は合意解約されております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9 月 3 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 瀬戸川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
	市外から通われていましたが、今は高梁市に移住されています。綺麗に管理されていました。

議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、３９番については許可とすることに決定しました。 次に、４０番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第２８号４０番朗読説明 － ４０番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、川上町三沢字若宮田外２１１２外１筆地目は田面積は２筆で１，２２３㎡です。譲受人の通作距離は、２９０ｍ以内、耕作面積は５，３６５㎡、家族２人中耕作人は１人、対価は１０アール当り３２万７千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、９月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人の方が既に管理されていまして。問題ないと思います。
議 長 福武委員	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４０番については許可とすることに決定しました。 次に、４１番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第２８号４１番朗読説明 － ４１番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、巨瀬町字田元５１０２面積は１，０５１㎡です。畑については、巨瀬町字田元５１００面積は３９８㎡ 計２筆で１，４４９㎡です。譲受人の通作距離は、６km以内、耕作面積は２１，８８８㎡、家族２人中耕作人は１人、対価は１０アール当り１０万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、９月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 三村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 今は耕作されていませんが、譲受人の取得後はきちんと耕作されると思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長	なしとの声がありました。４１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４１番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第２９号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。８番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第２９号８番朗読説明 － ８番は、転用者が申請農地を墓地及び進入路に転用する案件です。申請農地は、有漢町上有漢字一町田６１２８－２外１筆地目は田面積は２筆で１５．３７㎡です。この農地の農地区分は２種農地であり、施設の概要としては、墓地１０㎡、進入路５．３７㎡です。資金については、自己資金２５０万円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、９月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、９ページから１０ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	休耕地で事前着工等ありませんでした。周辺に影響もないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。８番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、８番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第３０号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。１８番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第３０号１８番朗読説明 － １８番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、巨瀬町字浜田９２４４－１地目は田面積は１，１８７㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地の１０アール当りの価格は１０１万円です。施設の概要としては、太陽光パネル１６８枚、発電量は４９．５０ｋｗであり、資金については、自己資金１，０２５万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、河川保全区域内の工作物の新設になるため、河川法第５５条が該当しますが、許可書の写しの提出を求め、許可済であることを確認しております。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、９月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１１ページから１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。

三村委員	申請地及びその周辺農地は耕作されていませんでした。周辺に特に影響はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１８番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１８番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に関連がありますので、１９番及び２０番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第３０号１９番及び２０番朗読説明 － １９番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、高倉町田井字整田４４７９地目は田面積は３９３㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地の１０アール当りの価格は６３万６千円です。 ２０番については、転用者は同様で、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、高倉町田井字整田４４７５外１筆地目は田面積は２筆で９８９㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地の１０アール当りの価格は４０万４千円です。全体計画面積は備考欄に記載しておりますが、１，３８２㎡であり、施設の概要としては、太陽光パネル１９２枚、発電量は４９.５０ｋｗであり、資金については、自己資金１，０３０万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、９月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１３ページから１４ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小見山委員	耕作されておらず、草が生い茂っている状態でした。特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１９番及び２０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１９番及び２０番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、１９番及び２０番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第３０号２１番朗読説明 － ２１番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、高倉町田井字整田４５０７地目は田面積は１，６７８㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地の１０アール当りの価格は６５万５千円です。施設の概要としては、太陽光パネル１８０枚、発電量は４９.５０ｋｗであり、資金については、自己資金１，０７５万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考え

議 長 小見山委員 議 長	ます。なお、この案件につきましては、９月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１５ページから１６ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 先ほどの案件から近い農地で状況は同様に荒れている状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、２１番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第３１号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、１番から４番について説明をお願いします。
藤代書記 議 長 渡邊委員 藤代書記 小西代理 佐々木委員 議 長	－ 議案書にもとづいて、１番から４番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － それでは、１番から４番について発言をお願いします。 １番について、契約期間が５年６ヵ月とありますが、何か理由はあるのですか。 貸付人、借受人とのやりとりの中で終期を決められていたため、始期から計算してこの期間になっています。 貸付人の年齢が１００歳となっていますが、相続人はいらっしゃるのですか。 貸付人の娘がおり、その配偶者が草刈りをされている状態です。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１番から４番について採決を採ります。１番から４番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１番から４番については決定しました。農業委員会会議規則第１８条の規定により、中曽委員の除斥を求めます。事務局、５番について説明をお願いします。
藤代書記 議 長	－ 議案書にもとづいて、５番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － それでは、５番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。５番について採決を採ります。５番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、５番については決定しました。中曽委員の除斥を解きます。 次に、「報告事項 農地法第１８条第６項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。
藤代書記 議 長	－ 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 － 説明が終わりましたが、発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）

議 長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第6回総会を閉会します。

令和6年9月10日

会 長 土 岐 康 夫

1 3 番 惣 田 敏 郎

1 4 番 田 平 太 郎